

## 死体検案医を対象とした死体検案相談事業実施団体公募要領

### 1. 総 則

本要領は厚生労働省が死体検案医を対象とした死体検案相談事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）により行う、死体検案医を対象とした死体検案相談事業（以下「本事業」という。）を実施する団体を公募により選定するための手続き等を定めたものである。

なお、当公募は事業実施期間を十分確保するため、令和5年度予算案に基づき、予算成立前に公募を行うものである。採択・執行に当たっては、国会での令和5年度予算成立が前提となるため、今後、事業内容や実施時期等に変更があり得るものである。

### 2. 事業の目的

死因究明等推進基本法（令和元年法律第三十三号）第十四条において、検案の実施体制の充実が求められていることから、死因究明の正確性の向上に資することを目的として、検案業務に従事する一般臨床医が死因判定等について悩んだ際に、法医学を専門とする医師に相談出来る体制を構築する。

### 3. 本事業の内容

実施要綱の3による

### 4. 事業の実施主体

公募により選定された団体

### 5. 事業の期間

厚生労働省において事業の採択を決定した日から令和6年3月31日まで

### 6. 本事業に係る補助金の交付について

(1) 本事業の補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生省  
労働省</sup>令第6号）の規定によるほか、別に定める「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」の定めるところによる。

(2) 本事業に係る委託費の交付については、36,498千円を基準額（上限額）とする。

なお、委託費の内容は、事業実施に必要な経費（職員基本給、職員諸手当、非常勤

職員手当、諸謝金、備品費（図書）、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、社会保険料、雑役務費）に限る。

## 7. 応募団体に関する諸条件

本事業の応募者（以下、「応募団体」という。）は、次の条件を全て満たす団体であることとする。

- (1) 本事業に関する会計処理等の事務処理を適切に実施できる能力を有する団体であること。
- (2) 本事業を実施する上で必要な経営基盤を有し、資金等に管理能力を有すること。
- (3) 日本に拠点を有していること。
- (4) 厚生労働省から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 予算決算及び会計令（昭和 22 年 4 月 30 日勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

## 8. 応募方法等

### (1) 企画書の作成及び提出

「死体検案医を対象とした死体検案相談事業実施申込書」（別紙様式 1）とともに、企画書記載項目①～④について具体的に記載した「死体検案医を対象とした死体検案相談事業企画書（以下「企画書」という。）」を作成し、下の提出期間内に提出すること。

#### 【企画書記載事項】

※企画書は、用紙サイズは A 4 とし、様式は任意とするが、以下の項目について具体的に記載すること。

- ①事業実施に係る会計処理等の事務処理の実施体制
- ②本事業の実施体制
  - ・人員配置
  - ・死体検案に知見のある学会や職能団体等との協力実績
  - ・相談を受ける際の体制（特定事業所への常駐など）
- ③相談窓口の周知方法及び本事業の利用者（警察に協力する一般臨床医等）への周知体制
- ④事業費の積算（別紙様式 2 による）

### (2) 応募方法

提出期間及び提出先等は以下のとおり。

① 提出期間

令和5年3月7日（火）～令和5年3月17日（金）

② 提出方法及び問い合わせ先

提出方法：③提出書類一式を下記メールアドレス宛に提出すること。提出後、1営業日以内に同メールアドレスより受領連絡がない場合は、死因究明等企画調査室調整係まで電話にて連絡すること。

（メールアドレス：[shiinkyuumei@mhlw.go.jp](mailto:shiinkyuumei@mhlw.go.jp)）

問い合わせ先：厚生労働省医政局医事課死因究明等企画調査室調整係

TEL：03-5253-1111（内線4418）

FAX：03-3591-9072

※ 問い合わせは、平日の午前9時30分から午後17時30分（正午～午後1時を除く）とする。

③ 提出書類

ア 死体検案医を対象とした死体検案相談事業応募申込書（別紙様式1）

イ 死体検案医を対象とした死体検案相談事業企画書

ウ 団体経歴（概要）、団体定款等の応募団体の活動が分かる資料

9. 実施団体の選定について

厚生労働省医政局医事課において、応募団体が応募条件に該当する旨を確認の上、医政局に設置する「死体検案医を対象とした死体検案相談事業に係る企画書評価委員会」において、提出された企画書等の評価（非公開）を行い、その結果に基づき実施団体を選定する。